

近財(事)国調第 175 号
令和 5 年 8 月 25 日

近畿地方整備局用地部用地企画課長 殿
(近畿地区土地政策推進連携協議会事務局長)

近畿財務局管財部国有財産調整官 (普通財産)
米虫 義宏

国有地の暫定的な貸付けのご案内について (周知依頼)

平素より、国有財産行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、今般、近畿財務局および北陸財務局において「買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件」の更新を別添のとおり行いましたので御案内いたします。

つきましては、恐縮ではございますが近畿地区土地政策推進連携協議会の構成員、地方公共団体及び関係団体の皆様方への周知を依頼しますので御理解、御協力の程、よろしく願いいたします。

なお、物件一覧は各財務局ホームページでも公表しております。

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件 (近畿財務局)

<https://lfb.mof.go.jp/kinki/content/035/03500109.pdf>

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件 (北陸財務局)

石川県 <https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/content/015/2023082303.pdf>

富山県 <https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/content/015/2023080903.pdf>

福井県 <https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/content/015/2023080904.pdf>

問い合わせ先

近畿財務局管財部国有財産調整官 (普通財産)

〔担当〕 松井、佐藤、今田

TEL 06-6949-6389

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については受付担当課(統括)までお問い合わせ下さい。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

令和5年7月15日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望			借受要望					事務所等	担当	電話番号	備考
				買受要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類			借受可能期間	借受要望受付期間				
					前回入札時の最低売却価格(円)	前回入札の公示日	一時貸付け(※2)	3年を超える貸付け(※3)	事業用定期借地権の設定による貸付け(※4)						
1	大阪府和泉市黒烏町1666番2	雑種地	149.48	○			○			最長3年間	随時	局	3統括	06-6949-6616	
2	大阪府枚方市渚栄町1432番6	宅地	32.53	○	769,000	H22.1.6	○			最長3年間	随時	局	3統括	06-6949-6616	
3	京都府舞鶴市宇余部上小字余部上829番1外2筆	雑種地外	852.49				○			最長3年間	随時	舞鶴	統括	0773-62-3558	
4	京都府舞鶴市宇松除小字嶋崎15番4外4筆	宅地	3,218.86				○			最長3年間	随時	舞鶴	統括	0773-62-3558	
5	京都府舞鶴市宇浜小字浜2022番外地先	宅地	641.33				○			最長3年間	随時	舞鶴	統括	0773-62-3558	
6	京都府舞鶴市宇長浜小字長浜1017番1	雑種地	5,187.99				○			最長3年間	随時	舞鶴	統括	0773-62-3558	
7	京都府舞鶴市宇浜小字浜2034番のうち	山林	883.40				○			最長3年間	随時	舞鶴	統括	0773-62-3558	
8	京都府舞鶴市宇浜小字浜2034番のうち	山林	41,263.91				○			最長3年間	随時	舞鶴	統括	0773-62-3558	
9	京都府舞鶴市宇浜小字浜2033番	宅地	6,590.42				○			最長3年間	随時	舞鶴	統括	0773-62-3558	
10	京都府舞鶴市白浜台68番141	宅地	172.91				○			個別照会	随時	舞鶴	統括	0773-63-3558	
11	京都府舞鶴市白浜台68番143	宅地	193.45				○			個別照会	随時	舞鶴	統括	0773-63-3558	
12	京都府舞鶴市白浜台68番146	宅地	213.05				○			個別照会	随時	舞鶴	統括	0773-63-3558	
13	兵庫県美方郡香美町香住区山手213番外1筆	宅地	590.33				○			最長3年間	随時	神戸	3統括	078-391-6947	
14	兵庫県美方郡香美町香住区山手28番外1筆	宅地	469.51				○			最長3年間	随時	神戸	3統括	078-391-6947	
15	兵庫県美方郡香美町香住区山手34番	宅地	149.76				○			最長3年間	随時	神戸	3統括	078-391-6947	
16	奈良県奈良市六条1丁目421番4外4筆	畑外	1,580.66				○			最長3年間	随時	奈良	管財課	0742-27-3164	
17	奈良県北葛城郡広陵町大字萱野499番1	田	534.46	○	8,500,000	H23.1.6	○			最長3年間	随時	奈良	管財課	0742-27-3164	
18	和歌山県海草郡紀美野町中田字中尾659番2	宅地	605.52	○			○			最長3年間	随時	和歌山	管財課	073-422-6144	
19	滋賀県東近江市五箇荘石馬寺町字東谷775番	宅地	311.30	○			○			最長3年間	随時	大津	管財課	077-522-3768	
20	滋賀県高島市今津町梅原字北代1160番3	宅地	274.87	○	1,200,000	R3.12.17	○			最長3年間	随時	大津	管財課	077-522-3768	

(注)上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1)「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2)「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月種)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3)「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月種)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4)「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については受付担当課までお問い合わせ下さい。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

■ 石川県所在物件

令和5年8月23日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望			借受要望				事務所等	担当	電話番号	備考	
				買受要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類			借受可能期間					借受要望受付期間
					前回入札時の最低売却価格(円)	前回入札の公示日	一時貸付け(※2)	3年を超える貸付け(※3)	事業用定期借地権の設定による貸付け(※4)						
1	金沢市産2丁目451番	宅地	209.36	○	—	—	○	×	×	個別照会	随時	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
2	金沢市平和町1丁目12番7	宅地	2,958.73	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
3	小松市向本折町ワ154番3	宅地	744.33	○	—	—	○	×	×	個別照会	随時	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
4	白山市鶴来朝日町200番外2筆	畑宅地	432.83	○	—	—	○	×	×	個別照会	随時	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
5	白山市湊町チ188番6	宅地	7,263.93	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	建物有 ※対象は土地
6	能美市粟生町井122番外1筆 能美郡川北町字朝日レ53番2外2筆	雑種地	3,884.43	○	—	—	×	×	×	個別照会	随時	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

お問い合わせ先
 北陸財務局管財部(国有財産売却担当) TEL(076)292-7875